

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの土地について、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例。

1101

-1

和 解 契 約 書（一 部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1・X2・X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成26年11月13日付け答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いが無い別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての損害賠償金として、金3019万1874円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 継続協議

申立人らと被申立人とは、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月5日

（仲介委員 楯香津美）

(別紙)

申立人 X 1 様について平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用		1,280,000 円	家賃
一時立入費用		108,163 円	交通費 : 69,080 円 宿泊費 ①12,600 円 ②10,633 円 ⑤10,450 円 ⑥5,400 円
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活障害 慰謝料)	平成 26 年 3 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日 包括請求:平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	2,500,000 円	包括請求 : 1,800,000 円
精神的損害(滞在者慰謝 料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害		11,564,866 円	建物 : 9,545,139 円 構築物・庭木 2,019,727 円
家財の財物損害		4,450,000 円	
その他			
一部和解 合計額 (①)		19,903,029 円	

未精算の仮払補償金 (②)	
支払額 (①-②)	19,903,029 円

(別紙)

申立人 X 2 様について平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用		28,633 円	宿泊費 ①12,600 円 ②10,633 円 ⑥5,400 円
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活障害 慰謝料)	平成 26 年 3 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日 包括請求:平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	2,500,000 円	包括請求 : 1,800,000 円
精神的損害(滞在者慰謝 料)			

料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用 (物)			
不動産の財物損害		7,306,945 円	土地 : 7,306,945 円
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額 (①)		9,835,578 円	

未精算の仮払補償金 (②)	
支払額 (①-②)	9,835,578 円

(別紙)

申立人 X 3 様について平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害 慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝 料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用 (物)			
不動産の財物損害		453,267 円	土地 : 453,267 円
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額 (①)		453,267 円	

未精算の仮払補償金 (②)	
支払額 (①-②)	453,267 円

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの土地について、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例。

1101

-2

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1・X2・X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての損害賠償金として、金3837万9508円の支払義務があることを認める。

3 既払いの和解金の控除

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対して、平成27年1月5日付和解契約書（一部）に基づいて、第1項記載の損害に対する和解金として、3019万1874円を支払い済みであることを確認する。

この既払いの和解金3019万1874円を、第2項記載の和解金3837万9508円から控除する。

4 支払方法

（省略）

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 継続協議

申立人らと被申立人とは、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月18日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 楯香津美）

別紙(申立人X 1)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
避難費用	増加家賃	24. 12. 1～26. 7. 31	1, 280, 000	
	火災保険料	26. 4. 8～27. 4. 7	7, 900	
	ケーブルテレビ代	24. 9. 1～26. 5. 31	61, 908	
	食費	24. 12. 1～26. 7. 31	120, 000	
	電話代		116, 410	
一時立入費用	交通費	24. 11. 4～26. 5. 7	82, 896	
	宿泊費		51, 683	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	26. 3. 1～28. 3. 31	2, 500, 000	
財物損害	別紙物件目録記載1(1)の建物(建築物)		5, 287, 704	
	同上(庭木・構築物)		931, 168	
	同目録記載1(2)の建物(建築物)		1, 616, 910	
	同上(庭木・構築物)		267, 306	
	同目録記載1(3)の建物(建築物)		7, 976, 467	
	同上(庭木・構築物)		1, 225, 197	
	家財		4, 450, 000	
小計			25, 975, 549	
弁護士費用			779, 266	
合計			26, 754, 815	

別紙(申立人X 2)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
一時立入費用	宿泊費	24. 11. 4～26. 5. 7	28, 633	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	26. 3. 1～28. 3. 31	2, 500, 000	
財物損害	別紙物件目録記載2の土地		5, 983, 592	
	同目録記載3の土地		2, 250, 750	
	同目録記載4の土地		11, 334	
	同目録記載5の土地		58, 534	
小計			10, 832, 843	
弁護士費用			324, 985	
合計			11, 157, 828	

別紙(申立人X 3)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
財物損害	別紙物件目録記載6の土地		343, 125	
	同目録記載7の土地		55, 875	
	同目録記載8の土地		4, 400	
	同目録記載9の土地		49, 867	
小計			453, 267	
弁護士費用			13, 598	
合計			466, 865	

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人らの土地について、不動産登記簿上の地目は山林であるものの、現況が申立人ら所有の農地への通路である部分は農地に準じて、現況が申立人ら自宅の屋敷林である部分は宅地に準じて賠償額を算定し、財物損害が賠償された事例。

1101

-3

和 解 契 約 書（全 部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1・X2・X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について、和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）についての損害賠償金として、金4378万1110円の支払義務があることを認める。

3 既払いの和解金の控除

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対して、平成27年1月5日及び同年3月18日付各和解契約書（一部）に基づいて、第1項記載の損害に対する和解金として、合計3837万9508円を支払い済みであることを確認する。

この既払いの和解金3837万9508円を、第2項記載の和解金4378万1110円から控除する。

4 支払方法

（省略）

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立

人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年7月22日

(物件目録は省略)

(仲介委員 楯香津美)

別紙(申立人X1)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
避難費用	増加家賃	24.12.1~26.7.31	1,280,000	
	火災保険料	26.4.8~27.4.7	7,900	
	ケーブルテレビ代	24.9.1~26.5.31	61,908	
	食費	24.12.1~26.7.31	120,000	
	電話代		116,410	
一時立入費用	交通費	24.11.4~26.5.7	82,896	
	宿泊費		51,683	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	26.3.1~28.3.31	2,500,000	
財物損害	別紙物件目録記載 1(1)の建物(建築物)		5,287,704	
	同上(庭木・構築物)		931,168	
	同目録記載1(2)の建物(建築物)		1,616,910	
	同上(庭木・構築物)		267,306	
	同目録記載1(3)の建物(建築物)		7,976,467	
	同上(庭木・構築物)		1,225,197	
	家財		4,450,000	
小計			25,975,549	
弁護士費用			779,266	
合計			26,754,815	

別紙(申立人X2)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
一時立入費用	宿泊費	24.11.4~26.5.7	28,633	
精神的損害	日常生活阻害慰謝料	26.3.1~28.3.31	2,500,000	
財物損害	別紙物件目録記載2 の土地		5,993,770	
	同目録記載3の土地		2,760,920	
	同目録記載4の土地		39,100	
	同目録記載5の土地		4,653,400	
小計			15,975,823	
弁護士費用			479,275	

合計			16,455,098	
----	--	--	------------	--

別紙(申立人X3)

損害項目	内訳	期間(元号・平成)	金額(単位・円)	備考
財物損害	別紙物件目録記載6 の土地		420,900	
	同目録記載7の土地		68,540	
	同目録記載8の土地		5,280	
	同目録記載9の土地		59,840	
小計			554,560	
弁護士費用			16,637	
合計			571,197	